

- 平成28年度 司法事件送検状況について
- 平成29年度（第68回）全国労働衛生週間
- 第1回 静岡県産業人材確保・育成対策県民会議に参加しました
- 長期療養者就労支援セミナー
- 連合静岡より労働監督行政強化に関する要請書を受け取りました
- 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します
- 平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります
- 「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施しています
- 「個別労働紛争解決制度の施行状況」について
- 静岡県有効求人倍率（平成29年6月内容）
- 平成29年度 静岡県最低賃金の答申について



平成28年度 司法事件送検状況について

監督課
054-254-6352

静岡労働局（局長 高森洋志）では、静岡労働局と管下7労働基準監督署における平成28年度の司法事件処理状況を以下のとおり取りまとめました。

- 司法処分件数 26件（対前年比 +1件）
- 法令別内訳
 - 労働基準法等違反 12件（対前年比 +4件）
 - 労働安全衛生法違反 14件（対前年比 ▲3件）



労働基準監督署では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）しています。

平成28年度の業種別件数は、建設業が最も多く11件で、次いで製造業が5件となっています。

一方、平成28年度の違反法令別件数は、法令別の司法処分件数で、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件（以下「労働基準法等違反事件」という。）が12件、労働安全衛生法違反事件が14件です。

労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金不払」が6件、「労働時間・休日」が2件等であり、労働安全衛生法違反の内容別では、「墜落等危険防止」が5件、「機械等危険防止」が3件、「就業制限」が2件等です。

静岡労働局及び管下7労働基準監督署では、今後も労働基準法、労働安全衛生法等の履行確保を図るため、重大・悪質な事案に対しては積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処していくこととしています。

第1回 静岡県産業人材確保・育成対策県民会議に参加しました

雇用環境・均等室
054-254-6320

有効求人倍率が1.5倍を超える水準となるなど、静岡県内でも人手不足に対する危機感が高まっています。このため、人材確保に向けた緊急対策を検討することを目的として、国、県、市等の関係機関や業界団体等からなる、「第1回 静岡県産業人材確保・育成対策県民会議」が7月24日に開催されました。

会議では活発な意見交換が行われ、静岡労働局からもハローワーク浜松に設置した「人材確保コーナー」や生産性向上を図るための助成金の割増制度の紹介等を行うとともに、働き方改革や長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進についての企業への働きかけを引き続き行っていく旨の説明を行いました。



静岡県産業人材確保・育成対策県民会議の様子

連合静岡より労働監督行政強化に関する要請書を受け取りました

雇用環境・均等室
054-254-6320

静岡労働局は、7月11日に連合静岡から労働監督行政強化に関する要請書を受け取るともに、長時間労働や無期転換ルールの周知徹底等について、意見交換を行いました。静岡労働局では、いただいた要請を真摯にうけとめ、引き続き長時間労働の改善や無期転換ルールの周知徹底等に取り組んでまいります。

【要請いただいた主な事項】

1. 適正な「36協定届」の提出に関する注意喚起に向けた情報発信の強化
2. 使用者に対するワークルール教育の強化
3. 無期転換ルールへの適正な対応に向けた周知徹底
4. 年次有給休暇付与日数と自由利用の原則についての使用者への周知徹底



障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、**従業員45.5人以上**に広がります。

留意点

②

平成33年4月までには、**更に0.1%引き上げ**となります。

「個別労働紛争解決制度の施行状況」について

雇用環境・均等室
054-252-5310

静岡労働局（局長 高森洋志）は、平成28年度の静岡労働局における「個別労働紛争解決制度の施行状況」を取りまとめました。平成28年度の主なポイントは以下の通りです。

【結果のポイント】

- 前年度と比べ、総合労働相談が1,678件増加（+4.9%）して36,054件(全国9位)と2年連続の増加でした。そのうち、民事上の個別労働紛争相談件数は、「いじめ・嫌がらせ」が1,519件(21.3%)と最も多く5年連続で最多となりました。
- 助言・指導申出件数は、24件増加（+4.8%）して521件で、5年連続で過去最多となりました。
- あっせん申請件数は、197件と前年度を33件上回る大幅な増加（+20.1%）となりました。

個別労働紛争解決制度利用状況



平成29年度 静岡県最低賃金の答申について

賃金室
054-254-6315

静岡県最低賃金改正答申は、25円引き上げ時間額832円を答申

平成29年8月8日、静岡地方最低賃金審議会（会長 篠原光秋）は、静岡労働局長（高森洋志）に、静岡県最低賃金を現行の時間額807円から25円引き上げ、時間額832円とする答申を行いました。

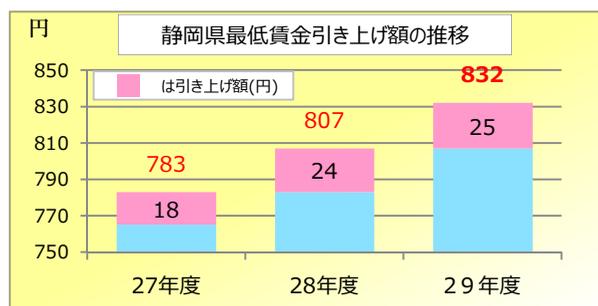
審議の経過としては、隣接県との最低賃金の格差拡大の解消、非正規雇用労働者の処遇改善のためにも最低賃金の大幅な引き上げを求める労働者側委員と、中小企業の経営実態への影響を懸念し、昨年大幅に引き上げられた中、引き続き最低賃金を大幅に引き上げる状況にはないと主張する使用者側委員との間で、激しい議論が展開され、労使の提示額に大きな隔たりの残る中で、答申に至ったものです。

今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経た上、静岡県最低賃金を決定することとなります。

答申どおりの決定となると、対前年引上げ率は3.10%となり、現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降、引上げ額、引上げ率ともに最大となります。



篠原会長（右）から答申文を受け取る高森局長



スローガン

働き方改革で見直そう みんなで輝く 健康職場

10月1日～10月7日 【準備期間：9月1日～9月30日】

現在の労働者の健康を巡る問題の一つに、労働者の3人に1人が病気を治療しながら仕事をしているものの、職場の理解が乏しく病気を理由に仕事を辞めざるを得ないなど、治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方が多い状況があります。

また、新たな化学物質による膀胱がんや肺疾患などの健康障害問題が発生する等、化学物質取扱の一層の適切化が必要です。

さらに、脳・心臓疾患、精神障害事案の労災請求件数は年々、増加しています。加えて、我が国における平成27年の被雇用者等の自殺者のうち、「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は30%以上となる中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は59.7%（平成27年労働安全衛生調査（実態調査））に止まっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では治療と仕事の両立支援の推進、化学物質のリスクアセスメントの確実な実施及び企業におけるメンタルヘルス対策の推進等、様々な取組を行っています。

これらを背景に、今年度は上記スローガンで全国労働衛生週間を展開し、各職場での職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開するよう呼びかけを行います。

事業者、管理監督者、産業保健スタッフと労働者が一丸となって健康確保対策を実施し、健康で快適に働ける職場づくりを推進しましょう。



長期療養者就労支援セミナー

職業安定課
054-271-9950

厚生労働省においては、がん等長期療養者の再就職支援のため、「長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する就職支援事業」を平成28年度から全国実施しております。

長期療養者の再就職と就業継続のためには、雇用主の理解が必要不可欠であることから、セミナーでは、病院関係者・がん体験者・がん体験者雇用事業所代表者を招いて、がん罹患者の治療と就労の現状を説明します。

日時 8月28日(月) 13:30～15:30
会場 グランシップ静岡 会議ホール 風
対象 事業所人事担当者
一般の方々

申し込み方法等の詳細は静岡労働局のホームページをご覧ください。

ホーム > ニュース&トピックス > イベント > 2017年度 > 長期療養者就労支援セミナー開催のご案内

「過重労働解消のためのセミナー」を開催します

監督課
054-254-6352

厚生労働省では、企業の自主的な過重労働に係る改善対策の推進を図るため、事業主、企業の労務担当責任者等を対象に、「過重労働解消のためのセミナー」を9月より全国47都道府県で計66回開催いたします（無料でどなたでも参加できます。）。

働き方を見直して
活躍社員を増やしませんか？働きがい、
やりがいの再発見

参加費 無料
各回定員 100名
事前予約制 (先着順)



9月より 全国47都道府県で66回開催

過重労働解消の取組事例を紹介!

過重労働解消のためのセミナー 概要

参加費 無料
定員数 各回100名（先着順）
受講対象者 事業主の方、企業の労務担当責任者の方など
内容 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介など
時間 2時間半（開催時間 14:00～16:30）
※13:30より受付開始いたします。

開催日時	平成29年 9月15日（金）
	平成29年10月17日（火）
	平成29年11月14日（火）
場所	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」（2階 大会議室）
申込方法	専用webサイト「LEC 過重労働解消」を検索。 http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/ FAX申込書は、上記ホームページにございます。 ※各回とも定員100名、事前予約制（先着順）

静岡労働局（局長 高森洋志）は、平成29年7月3日から12月28日まで、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として、事業主を対象とした説明会を開催したほか、労働者や事業主が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

◆事業主を対象とした説明会

仕事と家庭の両立できる社会の実現を目指して、平成29年1月1日から施行された「改正育児介護休業法」について説明を行うとともに、10月1日施行の「育児休業期間を最長2歳まで再延長」の義務、労働時間等の健全な職場環境保持のための「働き方改革」などの説明も行いました。7月25日に浜松労政会館（278企業参加）、31日に沼津労政会館（165企業参加）、8月1日に静岡労政会館（342企業参加）で行いました。

◆相談窓口の設置

静岡労働局では、下記の通りハラスメント対応特別相談窓口を平成29年7月3日から12月28日まで開設しています。妊娠・出産・育児休業に関する上司・同僚からのハラスメントやセクハラ、パワハラについてもお相談いただけます。相談は無料で、匿名で可能です。プライバシーは厳守します。



事業主を対象とした説明会の様子（静岡会館）

静岡労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 054-252-5310

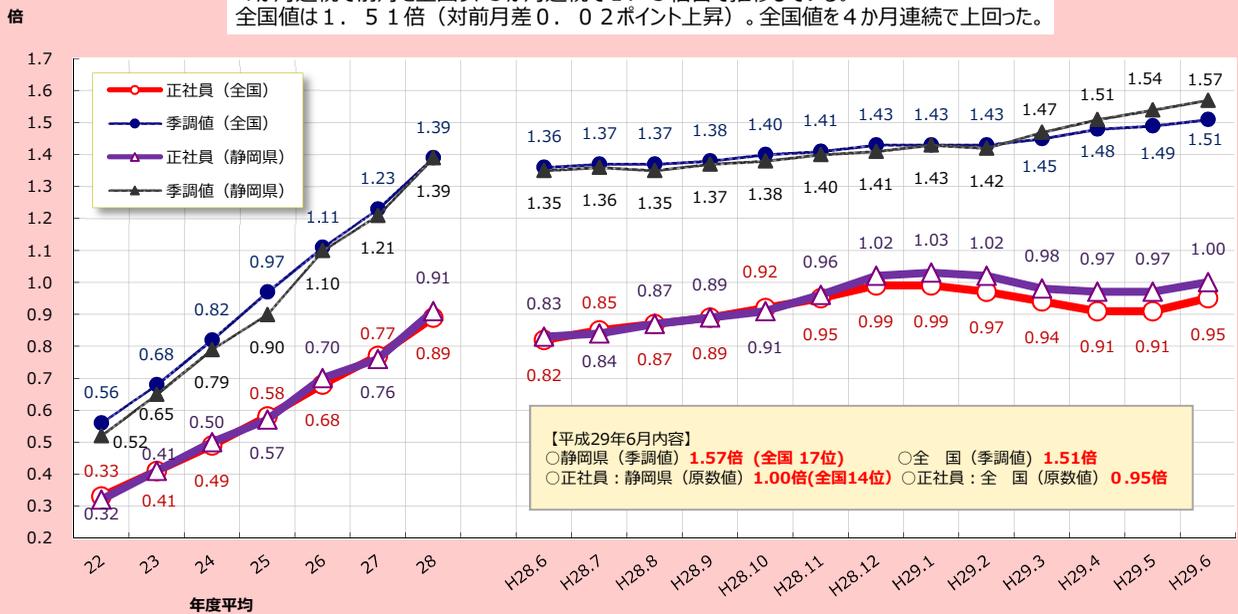
住所 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 5F

雇用環境・均等室

静岡県有効求人倍率（平成29年6月内容）

職業安定課
054-271-9950

◎有効求人倍率（季節調整値）は1.57倍となり、前月を0.03ポイント上回った。
4か月連続で前月を上回り、3か月連続で1.5倍台で推移している。
全国値は1.51倍（対前月差0.02ポイント上昇）。全国値を4か月連続で上回った。



死亡事故災害発生状況			
	H29年		前年同月
	7月発生分	累計	
製造業	0	7	6
建設業	0	1	5
運輸業	0	2	3
農林業	0	0	0
その他	0	2	2
合計	0	12	16

平成29年7月31日現在

編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室
 〒420-8639
 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎3階）
 TEL <054>254-6320
 FAX <054>254-6543
<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>